

高知県林地荒廃防止施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第19条 【略】</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度事業から適用する。</p> <p><u>2</u> この要綱は、平成 7年4月1日から施行し、平成 7年度事業から適用する。</p> <p><u>3</u> この要綱は、平成18年7月13日から施行し、平成18年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成22年11月4日から施行し、平成22年度事業から適用する。</p> <p><u>2</u> この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p><u>3</u> この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>4</u> この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、令和6年6月1日から施行する。</p> <p><u>2</u> この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第18条の規定</p>	<p>第1条～第19条 【略】</p> <p>附 則</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、昭和49年4月1日から施行し、昭和49年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、平成 7年4月1日から施行し、平成 7年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、平成18年7月13日から施行し、平成18年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、平成22年11月4日から施行し、平成22年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、令和3年6月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。</p> <p><u>【追加】</u> この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第8条及び第18条の規定は、同日以降もなお効力を有する。</p> <p><u>【追加】</u></p>

高知県林地荒廃防止施設災害復旧事業費補助金交付要綱 新旧対照表

は、同日以降もなお効力を有する。